

情報化時代における専門家による“過失の範囲”の再検討  
Reconsidering “negligence (culpa)” by professionals in the information age

坂部 望

Sakabe, Nozomu

岡山理科大学 総合情報学部 准教授

要旨

日々刻々と進化する最近の情報機器により、大量の情報が処理されるようになった。一見便利な反面、わずかな人為的ミスであっても、重大な影響をもたらす事件が発生することもある。

2005年におきた、みずほ証券(株)による大量の新規公開株の誤発注事件では、証券会社の担当者による、ほんの些細な電子入力ミスにより、400億円超の損害を発生させた。これは情報システム側で警告メッセージを簡単に解除できないような技術的仕組みがあれば防げたかもしれない。しかし、情報化社会においては、生産やサービスに従事する者（プロフェッショナル）は、一企業の問題にとどまらず、社会全体に対する影響を十分に認識しなければならなくなった。

そこで、本報告では法的な意味での「過失の範囲」を2009年末に出された判決をもとに検証し、あらためて情報化時代におけるプロの「過失」について考えたい。

【英訳】

Summary

Today, as modern information systems grow increasingly sophisticated by the day, it is becoming possible to process vast amounts of data.

However, although this capability may have its convenient aspects, it also presents a danger whereby even the slightest human mistake can lead to incidents with serious consequences.

In 2005, Mizuho Securities Co., Ltd., issued an accidental order involving a large amount of newly issued stocks. The incident, which was caused when a person in charge from the securities company made just the slightest electronic input error, resulted in damage of over 40 billion yen. This damage may have been prevented if a technical framework had been in place that does not allow easy cancellation of warning messages in the data system. Nonetheless, in today's information-based society, people

(professionals) who are involved in production and services must fully recognize that such errors are more than problems for single companies; they can impact on society as a whole.

This report will verify “scope of *negligence* (in other words, human error)” as it is legally defined based on a court decision that was handed down at the end of 2009, and will reconsider “*negligence*” by professionals in the information age.

キーワード：

民法 709 条、民法 415 条、民法 95 条、電子消費者契約法

<事件の概要>

東京地裁平成 18 年（ワ）第 23958 号損害賠償事件

平成 21 年 12 月 4 日民事 43 部判決

「東京地裁が、ジェイコム株誤発注でみずほ証券(株)による東証に対する損害賠償請求を一部認める判決を下した事案」

平成 17 年 12 月 8 日、みずほ証券(株)が東証マザーズ市場に新規に上場されたジェイコム株に係る委託注文を執行する際に、「一株六一万円」の売り注文を、「六一万株一円」の売り注文とシステムに誤入力して東証に発注したが、ミスに気付いた担当者は、その一分半後に取消し注文を行い、その後も複数回にわたり取消し注文をしたものの、東証の株式売買システムの瑕疵により取消処理がなされなかったことから、取消し注文後も売買が成立し続け、日本証券クリアリング機構の措置により決済がなされたものを含め、みずほ証券が総額約 407 億円余りの売却損を被ったとして損害賠償を求めた事案である。

<判決の要旨>

東京地裁民事第 43 部は、平成 21 年 12 月 4 日、みずほ証券が、ジェイコム株の誤発注事件につき、取消し注文をしたにもかかわらず、東証の売買システムの瑕疵のために取り消されず、売買停止もされなかったため、本来成立しないはずの売買を成立させられて損害を被ったとして、東証に対して、取消注文が受け付けられた後の損害として合計約 416 億円の賠償を求めた本件につき、東証に 107 億 1212 万 508 円の支払いを命じる判決を言い渡した。

<争点整理>

本件につき、裁判長は争いのポイントを以下の 4 点に絞り整理している。

- ① 東証の債務不履行ないし不法行為の有無（民法 415 条・同法 709 条）
- ② 東証の免責規定である取引参加者規定 15 条の適用の有無（略）

- ③ 東証の重過失の有無
- ④ 損害ならびに過失相殺の可否および過失割合

まず、本判決は、争点①および争点③について、みずほ証券による取消注文が履行されなかったことにつき、東証に故意または重過失が存しない場合は免責されることを理由に併せて検討している。

#### <争点①について>

まず、争点①については最初に東証が負う義務につき、

- 1) 東証は有価証券市場の開設者として、取引参加者が入力した注文を処理する反応をする売買システムを提供する義務を負うこと
- 2) 個別の注文に対する具体的な行為は予定されておらず、取消注文に対して個別の取消処理をする義務までは負っていない

その上で、東証は取消注文が実現されるような市場システム提供義務を負い、第一に取り消し処理が実現されるような売買システムを提供すべき義務を負っていること、さらに売買システム上での取り消し処理が実現されないという不具合が存したことについては、債務の履行が不完全であるとして、売買システムの提供の面において、東証の義務違反を認めている。

しかし、一方で、システムが正常に稼動しない場合の代替措置取引ルールの整備については、いかなる方策をとるかは東証の裁量であるとして、本件で取消注文に対してシステムが機能しなかったことによる代替装置の設置義務の方策までは認めなかった。

反対に、売買停止について適切な対応をとることは、有価証券市場の開設者である証券取引所に課せられた義務の一つであり、決済の可否に問題が生じかねない状況を認識しながらも、その点の具体的な検討を欠いたことによる売買停止権限の不行使が市場関係者（みずほ証券）との関係において違法となると判事した。

また判決は具体的な部分にまで踏み込んでおり、「遅くとも約定株式数が発行済み株式数の3倍を超えた午前九時33分25秒頃には、売買停止の立案を決定すべきであり、これらがなされていれば、その後の決済や売買停止オペレーションの実行に要する時間1分間程度を考慮しても、午前9時35分頃までには売買停止が可能であった」として東証側の売買停止の点について義務違反を認めている。

#### <争点③について>

そして争点③について、「重過失」とは、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態であるとして、システム開発事業者は履行補助者に当たらないとして「売買システムの瑕疵につき発注者としての役割に限定して判断されねばならない」ことを前提としている。

その上で「東証は完全無欠性の確認ではなく、認知できた不具合件数の推移からの推論により売買システムを開始するとの判断を行い、本件の売り注文に対しては取消注文が奏功しないものを取引参加者（みずほ証券）に提供した上、さらに、売買停止の面で、午前9時35分までに株数の大きさや、約定状況を認識し、それらが市場に及ぼす影響の重大さを容易に予見できたはずである」としている。

そして「実質的かつ具体的検討を欠き、これを漫然看過するという著しい注意欠如の状態にあつて売買停止措置をとることを怠った」と、判示した。

さらに「東証は人的対応面を含めた全体としての市場システムの提供について、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態があつた」と認定し、東証の午前9時35分以後の対応について損害賠償責任を認めた。

#### <争点④について>

争点④については、重過失が認められた午前9時35分以後に生じた売却損等として、105億1732万円余りを損害として認定した。

しかし、「東証の市場システム提供という債務不履行継続中に、1円61万株の売り注文というみずほ証券の重大な義務違反行為により損害が生じた」等として、みずほ証券の過失をも認め、結果的に東証との間で過失相殺を認めた。

さらに「不完全なシステムを根幹システムとして提供した東証の過失の方がより重大であるとして、その過失割合を7割」と判断した。したがって、最終的には東証7割、みずほ証券3割の過失となり、判決は東証に107億1212万円余りの支払いを命じたものである。

以上が、判決の主な内容であり、本報告会では、

- ① 東証の過失についての論点
- ② みずほ証券の過失についての論点
- ③ 特に情報化時代における本判決の意義について検討することとする。

補筆) 本判決に対する識者の多数意見として、

「先に損害の分担ありきの判決で、論理構成に無理がある」という主張が多い。

また敗訴した東証の訴訟代理人弁護士は「出来高が発行済株式数の3倍を超えたというだけで、直ちに発注者に確認せずに売買を停止せよというのは、実務と乖離した議論」とコメントした。

(引用参考雑誌)

- 1) 旬刊『商事法務』No.1885(2009.12.15), 55-56頁
- 2) NBL編集部編「東証売買システムの不備によるみずほ証券の取消注文の不処理をめぐる損害賠償請求訴訟の検討」『NBL』No.920(2010.1.1) 68-76頁